

身体障害者手帳の新規交付申請をされる方へ

下記のものをご用意いただき、下記申請・問い合わせ先窓口までご申請ください。

1. 身体障害者手帳交付申請書、再交付申請書

※用紙は下記「申請・問い合わせ先」の窓口にあります。

2. 指定医師の意見を付した診断書・意見書

※診断書を医師から受け取られたら、すぐに申請して下さい。（申請年月日から遡って3か月を超えますと診断書が無効となる可能性があります。）

※指定医師は、下記問い合わせ先までおたずね下さい。

※用紙は下記「申請・問い合わせ先」の窓口にあります。

3. 写真 1枚

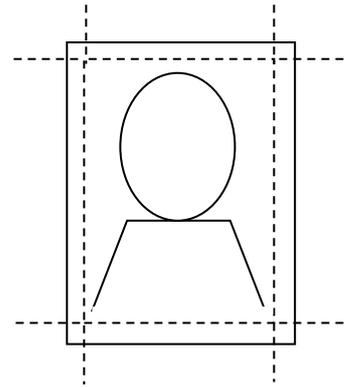
※脱帽、正面向き、上半身、背景のないもの

※サイズ たて4cm×よこ3cm

（たて3.5cm×よこ2.5cm未満は不可）

※1年以内に撮影されたもの

※ポラロイドでの撮影は不可



※大きさの目安です。点線よりも小さな写真では申請できません。

※ここに貼らないで下さい。

※マイナンバー（個人番号）を確認させていただくために必要なものがあります。詳細は、別紙を参照してください。

申請・問い合わせ先 福祉部福祉課（本庁舎1階） 電話 89 - 2131

障害固定の目安について

身体障害者手帳の障害認定は、治療等から一定期間経過後の安定した時期を待って、障害が固定した後に行います。

障害の固定を判断するため、「身体障害者診断書・意見書」には、原因となる疾病やけが、症状や治療の経過などを、詳細に記載していただく必要があります。

障害の内容や程度により障害固定の時期は異なりますが、目安となる時期は下記のとおりです。

なお、審査によっては下記時期に固定したとみなされない場合があります。

障害種別	障害区分	認定時期	
視覚障害	全般	3か月後（手術施行の場合は術後6か月）	
聴覚障害	全般	聴力安定後3か月	
音声機能・言語機能の障害	喉頭摘出	手術後	
	その他音声言語機能	機能の喪失の場合	3か月後
		著しい障害の場合	6か月後
平衡機能障害	全般	6か月後	
そしゃく機能障害	歯科矯正治療	歯科矯正開始前	
	その他のそしゃく機能障害	機能の喪失の場合	3か月後
		著しい障害の場合	6か月後
肢体不自由	切断	手術後	
	外傷性脊髄損傷による完全麻痺	3か月後	
	人工関節・人工骨頭	手術後6か月	
	重度の脳血管障害（1・2級相当）	3か月後	
	その他の肢体不自由	6か月後（手術施行の場合は術後6か月）	
心臓機能障害	ペースメーカー	手術後	
	体内植え込み型除細動器（ICD）		
	人工弁置換	手術後	
	その他の心臓機能障害	3か月後（手術施行の場合は術後3か月）	
腎臓機能障害	全般	3か月後	
呼吸器機能障害			

※備考 (1) 上記には、認定基準によって認定時期が定められている場合（ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）は含まれていません。

(2) 上記期間より短い場合は、原則として社会福祉審議会審査部会に諮問されます。

(3) 障害程度の変化が予想される場合は再認定を行います。

身体障害者手帳再交付申請をされる方へ

下記のものをご用意いただき、下記申請・問い合わせ先窓口までご申請ください。

1 障害程度変更・新たな障害追加による再交付申請の場合

(1) 身体障害者手帳再交付申請書

※用紙は下記「申請・問い合わせ先」の窓口にあります。

(2) 指定医師の意見を付した診断書・意見書

※診断書を医師から受け取られたら、すぐに申請して下さい。(申請年月日から遡って3か月を超えますと診断書が無効となる可能性があります。)

※指定医師は、下記問い合わせ先までおたずね下さい。

※用紙は下記「申請・問い合わせ先」の窓口にあります。

(3) 写真 1枚

※脱帽、正面向き、上半身、背景のないもの

※サイズ たて4cm×よこ3cm

(たて3.5cm×よこ2.5cm未満は不可)

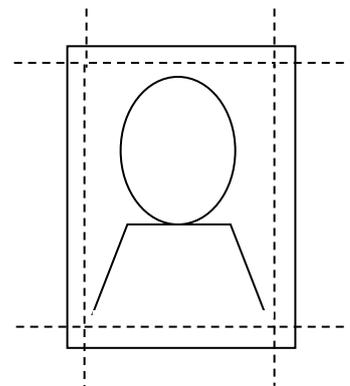
※1年以内に撮影されたもの

※ポラロイドでの撮影は不可

(4) 身体障害者手帳

(5) 普通または軽自動車税に関する同意書

※普通または軽自動車税の減免を受けている方のみご用意ください。



※大きさの目安です。点線よりも小さな写真では申請できません。

※ここに貼らないで下さい。

2 き損・亡失・写真更新による再交付申請の場合

(1) 身体障害者手帳再交付申請書

(2) 写真 1枚

(3) 身体障害者手帳 ※亡失の場合は不要

(4) 普通または軽自動車税に関する同意書

※マイナンバー（個人番号）を確認させていただくために、必要なものがあります。詳細は別紙を参照してください。

申請・問い合わせ先 福祉部福祉課（本庁舎1階）

一宮支所

音羽支所

御津支所

小坂井支所

電話 89 - 2131

電話 93 - 3113

電話 88 - 8003

電話 76 - 4705

電話 78 - 2115

障害固定の目安について

身体障害者手帳の障害認定は、治療等から一定期間経過後の安定した時期を待って、障害が固定した後に行います。

障害の固定を判断するため、「身体障害者診断書・意見書」には、原因となる疾病やけが、症状や治療の経過などを、詳細に記載していただく必要があります。

障害の内容や程度により障害固定の時期は異なりますが、目安となる時期は下記のとおりです。

なお、審査によっては下記時期に固定したとみなされない場合があります。

障害種別	障害区分	認定時期	
視覚障害	全般	3か月後（手術施行の場合は術後6か月）	
聴覚障害	全般	聴力安定後3か月	
音声機能・言語機能の障害	喉頭摘出	手術後	
	その他音声言語機能	機能の喪失の場合	3か月後
		著しい障害の場合	6か月後
平衡機能障害	全般	6か月後	
そしゃく機能障害	歯科矯正治療	歯科矯正開始前	
	その他のそしゃく機能障害	機能の喪失の場合	3か月後
		著しい障害の場合	6か月後
肢体不自由	切断	手術後	
	外傷性脊髄損傷による完全麻痺	3か月後	
	人工関節・人工骨頭	手術後6か月	
	重度の脳血管障害（1・2級相当）	3か月後	
	その他の肢体不自由	6か月後（手術施行の場合は術後6か月）	
心臓機能障害	ペースメーカー	手術後	
	体内植え込み型除細動器（ICD）		
	人工弁置換	手術後	
	その他の心臓機能障害	3か月後（手術施行の場合は術後3か月）	
腎臓機能障害	全般	3か月後	
呼吸器機能障害			

- ※備考
- （1）上記には、認定基準によって認定時期が定められている場合（ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害）は含まれていません。
 - （2）上記期間より短い場合は、原則として社会福祉審議会審査部会に諮問されます。
 - （3）障害程度の変化が予想される場合は再認定を行います。